

大阪・関西万博 ギャラリーEAST
「関西広域連合広域産業振興局（農林水産部）」装飾及び運営業務仕様書

1 委託業務名

大阪・関西万博 ギャラリーEAST 「関西広域連合広域産業振興局（農林水産部）」装飾及び運営業務

2 業務の目的

本業務は、国内外の多くの方が来場する大阪・関西万博において、関西広域連合域内（以下「域内」という。）に多く存在する高品質で魅力的な農林水産物やその加工品を関係団体が一体となりPRするためのブースの装飾及び運営を、令和7年9月29日（月）から10月4日（土）までの6日間催事出展を実施するに当たり、発信力の高い装飾デザインや設営の工夫など魅力のある企画提案を公募型プロポーザル方式により事業者を選定し、これらの業務を委託するものである。

3 委託期間

契約締結日から令和7年11月28日（金）まで

4 委託業務内容

（1）概要

本業務で実施する内容は次のアからカまでとし、業務実施にあたっては、「大阪・関西万博」のテーマの一つである「SDGs」への関心を高められるよう、創意工夫すること。

ア PRブースの装飾デザイン、設営及び撤去

イ 関西広域連合を構成する府県市（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、及び神戸市。以下「構成府県市」という）の商品等PRコーナー及び事務局PRコーナーの設置

ウ 催事出展に向けた各種申請書類等の取りまとめ及び提出業務

エ 催事出展期間における構成府県市ブースの装飾、運営等

オ 常駐する通訳（英語1名）の手配

カ その他PRブースの企画及び運営に必要な業務

（2）詳細

別添1「2025年日本国際博覧会ギャラリーEAST利用ガイド第2版（以下「利用ガイド」という。）」に則り、以下業務を行うこととし、利用ガイドが更新された場合も同様とする。

なお、利用ガイドII施設概要（14～15頁）に係る利用料金は、関西広域連合において負担するものとする。

ア PRブースの装飾デザイン、設営及び撤去

①関西の食文化を支える農林水産物等を国内外の来場者が魅力的に感じられるPRブースデザインとし、ギャラリーEASTの来客出入口には関西広域連合が実施している催事と分かる看板等を設置するなど誘客が促進できる企画とすること。また、急なレイアウト変更にも対応できる組み立て可能な木材（紀州材など）を活用したぬくもりある展示什器設置などの工夫のほか、高さ、奥行き等の空間を有効活用し、バリアフリーに配慮した装飾及び設営とすること。

設営及び撤去の参考資料として、別添2「ギャラリーEAST 配置イメージ（案）」を参照すること。

②PRブースの設営は催事出展初日である令和7年9月29日（月）に設営開始のもと、13時には開場できるものとし、撤去は最終日の令和7年10月4日（土）16時以降に行うものとする。

③設営及び撤去に際しては、別添3「催事スケジュール」のとおりギャラリーEAST内において、他の催事出展もあることから、受託者は他催事設営業者と十分調整したうえで遂行すること。

イ 構成府県市の商品等PRコーナー及び事務局PRコーナーの設置

別添2「ギャラリーEAST 配置イメージ(案)」のとおり、約80㎡のPRブースを設営する際には、構成府県市の商品等PRコーナー（12コーナー）及び事務局PRコーナー（2コーナー）を設けること。構成府県市の商品等PRコーナーは、それぞれの製品の魅力を効果的に来場者等へ訴求できるよう工夫し、事務局PRコーナーには映像を通じて紹介可能なモニターを設置すること。

ウ 催事出展に向けた各種申請書類等の取りまとめ及び提出業務

利用ガイドⅢ催事実施フロー（16～22頁）に記載の以下業務を、受託者は迅速かつ誠実に遂行すること。

①事前打ち合わせの流れ

②提出書類一覧

③消防署や保健所など運営に必要な関係書類の提出

④運営上必要に応じたラジオマイク・連絡用無線機などの無線機利用等の手続き

⑤その他 万博会場との調整を図り、運営に関するマニュアル等を作成のうえ、関係者・出展者等への送付及び実施に係る連絡調整、説明等を行うこと。また、必要に応じて、出展者や関係者等への説明会を開催すること

エ 催事出展期間における構成府県市ブースの装飾、運営等

①構成府県市の製品の特徴を的確に捉え、PRが効果的に行えるブース装飾とすること。

②構成府県市がPRする製品について、それぞれの製品の魅力を効果的に来場者へ訴求できるような展示を行うこと。また、催事期間中においては、構成府県市のブースの運営補助ができる体制を整えること。

オ 常駐する通訳（英語1名）の手配

催事期間の令和7年9月29日（月）から10月4日（土）までの6日間、各日英語の通訳1名を常置し、円滑なブース運営を行うこと。

カ その他PRブースの企画及び運営に必要な業務

①PRブースの企画及び運営については、利用ガイドⅣ催事細則（24～59項）に基づき、企画提案を行い、運営を行うこと。また、搬出入・設営及び撤去に係る経路等については、博覧会協会、他団体及び委託者と事前に調整及び協議を行い安全の確保に留意するとともに、搬出入に係る物品の一元管理、駐車場の調整、準備、管理及びそれらに付随する業務を行うこと。

②設営及び催事開催期間中に運営管理に係る問い合わせや不測の事態が生じた場合において、速やかに現場に駆けつけ、対応できる体制であること。また、設営・撤去に当たっては、清掃、ゴミ処理等も行うとともに、撤去時には現状復帰すること。

5 その他

- ・委託業務の終了後、業務実施報告書を提出すること。
- ・業務遂行に当たり、あらかじめ業務責任者を決定し、関西広域連合に報告すること。
- ・本業務を実施するに当たっては、必要な関係法令を遵守するものとする。
- ・本業務の遂行上知り得た事項を他人に漏らしてはならない。ただし、関西広域連合の承諾を得た場合は、この限りでない。
- ・受託者は、関西広域連合より業務途中の報告を求められた場合は、速やかに報告を行うものとする。
- ・本業務に係る成果物の著作権法第21条から第28条までに規定する権利は、関西広域連合に帰属する。

なお、成果物は関西広域連合が作成するホームページや印刷物等に自由に使用できるものとする。また、受託者は、関西広域連合が必要に応じて、成果物の変更、切除その他の改変を行うことを了承するとともに、著作者人格権を行使しないものとする。

- ・受託者は、関西広域連合の書面による承諾なくして、成果物を利用し、又は第三者に提供し、若しくは利用させてはならない。委託期間の終了後又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- ・受託者は関西広域連合に対し、成果物が第三者の著作権等を侵害していないことを保証する。また、受託者の成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から成果物の使用の差止め又は損害賠償を求められた場合、受託者は関西広域連合に生じた損害を賠償しなければならない。
- ・本業務に関する打合せや資料作成等の経費及びその他この業務に付随する必要な経費は、全て受託者の負担とする。
- ・事業の実施に当たっては、関西広域連合と定期的に協議し、又は適宜協議すること。
- ・本仕様に定める事項について疑義が生じた場合や業務の履行に当たり不明な事項等については、関西広域連合と受託者が協議の上、決定するものとする。